

原発事故は、東電と政府の責任だ！

「国の責任」を免罪する最高裁

原発事故をめぐって国・政府の責任を認めなかった最高裁判決から2年たった6月17日、最高裁判所を市民が「人間の鎖」で包囲し、抗議の意を示しました。原発事故で故郷を追われた住民約16万人、県外避難者は6万人を超え、事故から14年経った今も約2万6千人が避難生活を余儀なくされています。各地の避難者が、国と東電に対し、責任や賠償を求めた裁判の控訴審判決は、福島・群馬・千葉・愛媛の4県で「国の責任」について判断が分かれ、22年の最高裁判決が初の統一判断となりました。その内容は、「国が規制権限を行使し、東電に津波対策を義務付けていたとしても、同様の事故が起きた可能性が相当程度ある」と国の責任を免罪し、東電のみに賠償責任があるとしました。

最高裁が国の責任を免罪したことは、「国民の基本的人権」を脅かす政策を是正させる司法の責任放棄です。この最高裁判決を下した菅野博之裁判長は、東電株主代表訴訟で東電側代理人を務めている人物。国民に見えにくい構造で、国と最高裁が東電と結びついています。ちなみに、第二小法廷の裁判官4人のうち三浦裁判官だけが、「国の規制権限は、原発事故が万が一にも起きないようにするためのもの。信頼性が担保された長期評価に基づけば事故は予見で

き、浸水対策を講じていれば事故は防げた」と、国と東電の責任を認定しました。

能登半島地震の教訓

今年1月1日の能登半島地震から半年。今なお多くの被災者が困難な生活を強いられています。幸い、志賀原発は休止中で、放射性物質の飛散こそなかったものの、燃料プールの冷却水ポンプの停止やディーゼル発電機の潤滑油漏れ、防潮堤の基礎の破損、モニタリングポストの通信途絶など被害は甚大でした。また、地震により、内陸部から海底部に多くの活断層が発見され、断層が相互作用によって連動し、耐震性や安全性の評価に大きな影響を与える新たな現象も明らかになりました。これは、再稼働をはじめ全ての原発稼働の安全性評価の見直しが必要なことを示しています。何よりも深刻な現実、福島原発事故の教訓をないがしろにし、地震・津波など自然災害と原発事故が同時に起きる「複合災害」に直面したことです。国と北陸電力が想定していた避難道路の大半が交通不能になり、大渋滞や混乱が各地で発生しました。しかし、複合災害による甚大な被害に対する岸田政権や規制委員会の対応は、従前の原発事故対応と変わらないものでした。原発から5㎞圏内の「速やかな緊急避難」、30㎞圏内の「室内退避」など、現実には何の役にも立たない、「何もしない、何もできない」に等しい無作為に終始しました。

能登半島地震による複合災害のように、どこにも逃げ場がなくなる事態に対し、人命と生活を守るためには、「絵に書いた餅」の避難計画ではなく、「原発を稼働させない」方針転換こそが必要です。

【裏面につづく】



全造船関東地協労働組合
よこはまシティユニオン

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町 20-9-505
TEL&FAX 045-575-1948
E-mail yuniyoko@d2.dion.ne.jp



柏崎刈羽原発の再稼働を許すな！

能登半島地震の震源から約150km離れた柏崎刈羽原発は、震度5強の激しい揺れを記録し、周辺道路に無数の亀裂が走りました。志賀原発と同様、原発は休止中だったので放射性物質の放出はありませんでしたが、周辺の主要道路の陥没や隆起、液状化現象による交通マヒが起きました。東京電力は、「地震による被害は極めて軽微だった」とマスコミ報道させましたが、軽微では済まされない被害もありました。

2年前の記録的な豪雪で原発周辺の高速道路が大渋滞しました。厳冬期は地震・津波に加え、豪雪による避難行動制限が加わり、住民避難は一層不可能な状態になります。ところが、東電は、岸田政権の再稼働強行政策に便乗し、今年12月にも再稼働しようとしています。新潟県と科学者、市民団体と共同で進めてきた原発事故検証委員会の成果や信頼関係を反故にし、今年4月には県に報告することなく、7号機原子炉への核燃料棒装填を行いました。地元県・住民との明らかな信義違反であり、再稼働に向けた一方的な強行策です。

さらに、7月から9月には使用済み燃料プールが満杯状態のため、一部を青森県むつ市の中間貯蔵施設に移送すると発表しています。むつ市の貯蔵施設は「中間貯蔵」で、「最終処分場」は未定であり、目途すら立っていません。「中間」と言う曖昧さで国民を欺き、「気が付いたら最終処分場状態」にする暴挙です。柏崎刈羽原発は再稼働させてはなりません。 【組合員Y】



■ 故長尾光明さんの闘いを胸に

よこはまシティユニオン組合員の長尾光明さん（故人）は福島第一原発で働き、被ばくが原因で退職後に多発性骨髄腫（血液のガン）を発症し労災認定されました。損害賠償を求めて東京電力を相手に裁判を起こしましたが、東電は労災認定はおろか病名すら否定。裁判所も長尾さんの請求を棄却しました（最高裁2010年4月）。

■ 原発労働者と共に闘います

原発は電力会社を元請とした4～8次の下請会社で稼働しています。3.11以降、多くの労働者が福島第一原発の収束作業に関わり、被ばくを余儀なくされています。

東電福島第一原発の収束・廃炉作業や九電玄海原発の定期検査に従事し、被ばくが原因で



白血病になったあらかぶさん（40代男性）は2016年11月22日に東京電力と九州電力を相手に損害賠償を求めて提訴し闘っています。ぜひ多くの皆さまの傍聴支援をお願いします。

■ 職場の問題、いつでも相談を！

東日本大震災や原発事故を忘れないため毎月11日に街頭宣伝活動を行っています。労働組合としてできる事は何かをいつも考えています。「福島どころじゃない」「自分の仕事と生活が大変」という方もいるでしょう。そんなあなたこそ、あきらめる前に一度ぜひ職場の問題をユニオンに寄せてください。一緒に解決しましょう！